

第5号議案 定款施行細則第3章第9条の改訂について

現行の条文

(役員 of 定年)

第9条 役員(理事・監事)は70歳をもって定年とする。

2. 任期中に定年を迎えた役員 of 任期は、当該任期 of 終了の時までとする。
3. 前2項 of 規定にかかわらず、会長に定年は設けないものとする。
4. 会長が他の公職に就任するなどやむをえない事情により任期中に理事を辞任した場合、当該事情が消滅した時には第1項及び第2項 of 規定に関わらず会長であった者を理事に選任することができる。本項により選任された会長の任期は第3項 of 例による。

↓

改訂条文

(役員 of 定年)

第9条に以下の第5項、第6項を付加する。

5. 会長が、本条第1項、第2項で規定する年齢 of 如何に関わらず、本連盟 of 業務推進上不可欠と認めた場合、会長は定時理事会に特任理事選任を提案することが出来る。
6. 前5項 of 提案は、定時理事会 of 過半数 of 賛成をもって承認されるものとする。また承認された特任理事は「定款」第3章第15条に定める役員定数 of 枠外とし、理事会・社員総会 of 議決権は持たないものとする。